

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子

奈良県公安委員会規則第4号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「723人」を「822人」に、「204人」を「229人」に、「927人」を「1,051人」に、「1,758人」を「1,659人」に、「116人」を「91人」に、「1,874人」を「1,750人」に改め、同条第2項を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（階級別定数等の特例）

2 条例附則第3項の規定により読み替えられた条例第2条第1項の規定の適用がある場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	100人	102人
	206人	210人
	701人	725人
	726人	751人

	748人	773人
	2,481人	2,561人
第3条	822人	902人
	229人	244人
	1,051人	1,146人
	2,481人	2,561人
	320人	335人
	2,801人	2,896人

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。